相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県都窪郡早島町早島三四六番地四、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　槌田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日　事務所岡山県都窪郡早島町早島一九八七　相続財産管理人　冨山　直司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県熊野市五郷町桃崎一一七一番地、最後の住所山口県美祢市大嶺町西分六四五番地六共楽荘　被相続人　亡　坪田　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日　事務所山口県美祢市大嶺町東分三六六番地一　相続財産管理人　司法書士　末冨　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市北内町四丁目一〇番、最後の住所愛媛県東温市南方四九六番地一〇　被相続人　亡　片山　朝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日　愛媛県松山市三番町五丁目一三番一〇号　リバップビル五階　相続財産管理人　弁護士　三好　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市野市町西野五七〇番地一、最後の住所大分県由布市湯布院町川上三七二五番地六　被相続人　亡　安岡　清貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日　事務所高知県南国市東崎九四七番地一　相続財産管理人　司法書士　土方　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市南大橋四丁目八三〇番地一〇、最後の住所福岡県行橋市南大橋四丁目一〇番一五号　被相続人　亡　梶川　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日　事務所福岡市中央区大手門二丁目一番一六号四階村岡司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　村岡　里彩

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年十月二十三日

一、墳墓等所在地　京都府福知山市字天田小字榎ヶ段一七〇番地

一、墳墓等の名称　北岡共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　京都府福知山市字裏ノ一〇六番地　一般社団法人福知山北岡共同墓地管理会　代表理事　吉井　雅宏

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年十月二十三日

一、墳墓等所在地　愛媛県東温市志津川甲五六四一一、甲一四七二一二、甲一四七二一三、甲一四七二一九、甲一六七四一一

一、墳墓等の名称　志津川公有墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県東温市志津川一一四九番地一　志津川公有墓地管理委員会　委員長　渡部　宗清

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十七年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十七年十月二十三日　東京都豊島区巣鴨一丁目一八番九号巣一会館七階　日本チョコレート工業厚生年金基金　代表清算人　平塚　正幸

債権申出の催告（第二回）

当社について、東京地方裁判所より平成二十六年一月十日清算人選任決定がありましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年10月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社住まいの一番　②愛知県知事(10)11332　③代表取締役　加藤博美　④名古屋市東区葵三丁目25番15号　廃止した従たる事務所　名古屋市東区葵二丁目12番6号カルダモ葵1F　⑤500万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市東区葵三丁目25番15号　株式会社住まいの一番　代表取締役　加藤博美

①有限会社大西屋　②愛知県知事(2)20356　③代表取締役　鳥居智子　④愛知県西尾市桜木町四丁目35番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県西尾市桜木町四丁目35番地　有限会社大西屋　代表取締役　鳥居智子

①株式会社ＡＵ　②大阪府知事(2)53308　③代表取締役　植木章夫　④大阪府豊中市新千里東町１丁目４番２号千里ライフサイエンスセンタービル11階　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府豊中市新千里東町１丁目４番２号千里ライフサイエンスセンタービル11階　株式会社ＡＵ　代表取締役　植木章夫

平成二十七年十月二十三日　東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号　セントラルフィールド開発株式会社　清算人　弁護士　岡田　壮平　連絡先　大分県大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル三階　弁護士法人　平山法律事務所

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十七年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十三日　東京都渋谷区恵比寿三丁目一二番八号東京塗料会館四階　関東塗料厚生年金基金　代表清算人　森　庸男